#### 平成25年度 秋田県

#### 【介護保険の住宅改修】研修会《基礎編》



2013年9月3日

福祉住環境コーディネート 西村事務所 西 村 伸 介

- 一級建築士
- 福祉住環境コーディネーター1級
- 介護支援専門員



ビスを介護保険から市町村事業に移す案のほか、た。介護を必要とする度合いが低い人向けのサー た。介護を必要とする度合いが低い人向けのサー酸発長)がまとめる報告書の繁素の概要がわかっ酸発長があまとめる報告書の繁素の概要がわかっ

#### 社会保障国民会議が検討する 改革の暮らしへの影響は?

70~74歲以医療費管口 価粕を引き上げ

医療保険料の上限引き EIF

集在四 紹介状のない大視院の受 給付減。於者に定額負担を導入

要介護度の軽い人向け の介護サービスを介護保 険から切り離す

介護保険を利用する高 所得者の負担割合を引 去上げ

責担湯

低所得者の介護保険料 (65歳以上)や国民健康 保険料を軽減

255 ともいえない

高額療養費制度の患者 負担上限額を低所得者 は引き下げ、高所得者は 引き上げ

国民健康保険の運営を 市町村から都道府県に 移管

革の手順を定める法案を、政府は報告書をもとに改 秋の国会に出す構えだ。 維持するには徹底した重点 薬治書の素案では、少子 応じた負担を求める方向性 ・効率化が必要だと指

る」との懸念が出ている。

社会保障国民会議

改革の土台となる見通した。国民会議は8月6日のる項目が並ぶ、安倍政権が今後進める社会保障医療・介護の自己負担引き上げなどの「痛み」を求

書提出をめざし、来週から大詰めの議論に

全世代負担へ転換

昨年夏に自民、公明、民主 の3党が消費増税に合意し たのに伴い、同時に社会保 障改革を進めるために政府 が設置した。研究者ら15人 が医療・介護、年金、少子化 対策の将来像を議論。8月 の報告書をもとに政府が改 革内容を具体化し、必要な 法改正などを進める。

具体策は、財政が特に厳 しい介護・医療が中心。介 き分野では、介護の必要度 が低い「要支援」(約14 0万人)向けのサービスを 介護保険から切り難し、市 所得の独自事業に移すこと や、高所得の利用者の自己 や、高所得の利用者の自己 では、利用者団体から引き上 には、利用者団体から「市 地域ではサービスが低下す では、利用者団体から「市 には、利用者団体から「市

中小企業の会社員が入る 「総会けんぼ」の財政改善 「総会けんぼ」の財政改善 「総会けんぼ」の財政改善 「総会けんぼ」の財政改善 「総会けんぼ」の財政改善 「総会けんぼ」の財政改善 「総会けんぼ」の財政改善 「総会けんぼ」の財政改善 を全面拡大 し、大企業の健康保険組合 などの負担を増やす。 年金では財政維持のため に少子高齢化の状況に応じ たか子高齢化の状況に応じ に少子高齢化の状況に応じ に少子高齢化の状況に応じ

字を国が穴埋めした上で、字を国が穴埋めした上で、 運営主体を市 財政基盤を安

2013年 平成5年 7月26日

金曜日

天気 6 8 12 15 18 25 16

東京〇巻巻巻四四

模浜□★米□□30 甲府養養養養圖別

**静尚未来来□■**8 朝日新聞東京本社

本日の編集長=中島湾 平104-8011東京都中央区基地5-3-2 電話03-3545-0131 www.mahi.com





#### オビニオン・社説・声

16.17面

■ 社説 研究論文で不正/原発の安全と規制委 ■二刀流 もう邪道とは言わせない

#### TPP 関税めぐり議論の余地

TPP交渉のマレーシア会合では、日本が関 税をめぐる議論に加わる余地があることがわか った。今後は農産物の関税を守りたいと訴える 構えだ。参加各国は「年内妥結」を目指すが、 2.7面 交渉は遅れ気味になっている。



参院選期間中、ネット上ではど んな議論が起きていたのか。独自 のシステムで探ると、「原発」



#### 介護保険 要支援サービスを分離 社会保障国民会議報告書

介護保険では、大きな改革案が二つ盛り込まれた。

利用者が想定を上回るペースで増え続け、財政を圧迫している問題に対応するものだ。

一つ目は「要支援」向けのサービスを、介護保険から市町村が独自に手がける事業に移す案。

要支援は、介護が必要な度合いに応じた7段階の認定のうち比較的軽い二つの区分で、 介護が必要と認定された533万人(12年4月時点)のうち、140万人が該当する。サービス 内容は掃除や買い物など身の回りの世話が中心だ。

提案は、このサービスを介護保険から切り離し、市町村が受け皿になって、地元のNPOやボランティアも活用してコストを抑えるやり方を想定。地域事情に応じて15年度から段階的に移管していく道筋を描く。ただこの案には、財源や人手など市町村の受け皿が整わない地域ではサービス低下につながる、との懸念の声がある。

もう一つの提案は、所得が高い利用者の負担割合の引き上げだ。介護保険の利用料は一律で、かかった費用の1割だ。一方、医療保険では現在、70歳以上の窓口負担は1割が基本だが、課税所得が145万円以上の「現役並み所得」の人は3割。報告書は医療保険と同様、一定以上の所得がある人の負担増を求めた。

具体的な内容は秋から厚生労働省の審議会で議論する。3年ほど前にも一定の所得がある人の負担割合を2割に上げる案が検討されたことがあり、今回も2割案が軸になりそうだ。

高齢者医療に出す支援全の尊定方法見直 して大企業健保の負担増(15年度が有力) 紹介状のない大病院の外来患者に定額負

低所得者の国保料・後期高齢者医療制度

秋 「プログラム法案」を臨時国会に提出 秋以降 厚労省が客議会などで個別の改革 内容を具体化 年明け以降 必要な法改正案を順次提出 プログラム法案が定める改革スケジュール 難病への医療費助成を拡充 都道府県が病院機能の再編などを進める

仕組みを導入 医療法人の再編を促す制度改正 国保の財政支援を拡充、運営を市町村から

都道府県に移管

担を導入

年度が有力)

保険料の負担軽減

# 安倍穴閣は沿日、消費増税に伴う社会保障改革の を倍穴閣は沿日、消費増税に伴う社会保障改革の で、医療分野の改革は2014~17年度、介護分野 で、医療分野の改革は2014~17年度、介護分野 で、医療分野の改革は2014~17年度、介護分野 は5年度をあどに実施するとした。秋の臨時国会で は5年度をあどに実施するとした。秋の臨時国会で は5年度をあどに実施するとした。秋の臨時国会で は5年度をあどに実施するとした。秋の臨時国会で は5年度をあどに実施するとした。秋の臨時国会で は5年度をあどに実施するとした。秋の臨時国会で 社会保障改革のプログラム法 曲

護15年度 同法は「国民会議の告議 結果を踏まえ、政府は法制 法典を踏まえ、政府は法制 か、その期限が31日だっ か、その期限が31日だっ た。民主党政権が善手し 、日、日公政権が受け継 等、実行していくことにな

12

改革のレールは敷かれた ものの、この先もハードル が待ち構える。秋から具体 が待ち構える。秋から具体 が待ち構える。秋から具体 が待ち構える。秋から具体 が待ち構える。秋から具体 は、原労省のが会院に需 重なの書所数の場か。保険 重なの表別書類数の場だ。 すでにさまざまな影響を得られない。強 との理解を得られない。強 との理解を得られない。強 く反対する」。大企業など の健保でつくる健康保険組 台連合会は今月上旬、こん な声明を出した。会社員ら な声明を出した。会社員ら な声明を出した。会社員ら

与党内からも抵抗必至

人口変動に伴う年金減額調整(マクロ経済

70~74歳の医療費意口負担を1割から2割 に引き上げ(14年度が有力) 高額療養費制度の負担上限額見直し(14

高所得者の保険料引き上げ 所得が一定以上の利用者負担を1割から引き上げ

「要支援」向けサービスを介護保険から市 町村事業に段階的に移管 所得が低い高齢者の保険料軽減

スライド)のデフレ下での実施 受給開始年齢の引き上げ 高所得者の給付減額、年金課税の強化

20/3,8,26

第3個形形型写

進める。来年の通常国会で介護保険法 帯で年収三百数十万円以上」とする案

ら2個に引き上げる方針を固めた。対

ービスを利用する時の自己負担割合を 厚生労働省は、収入が一定以上の人

用者が増え続ける34万人 から社会保障審議会で見 べきだ」と提言した。 る利用者負担は引き上げる 会保障国民会議は今月上 政も厳しいため、政府の社 直し作業を本格化させる。 旬、「一定以上の所得のあ (11年度) に進し、保険財 一様上朝となっている。利 これを受け、厚労省は秋 介護保険の利用者負担は たっ については を割で見直 号き上古

015年度の実施をめざす。 なりる割に が、夢労省 言はこれを 患者は1世 医療保険で 聖典)「ハ 場合は3割



# 住宅改修を

# 家族の言いなりにしない 業者任せにしない 苦手としない



# I.住宅改修の定義と目的

# 「住宅改修」とは?・・・定義

介護保険法第45条

- ■介護保険制度において
- ■厚生労働大臣が定めた
- ■特定種類の工事



# 介護保険

「住宅改修費」

制度とは?

### 〈住宅改修の要点と問題点〉

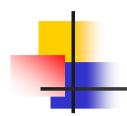
はじめに p.24



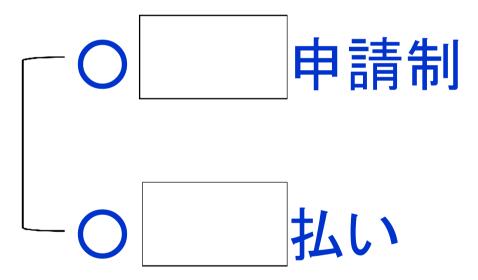
- 1.「 」… 『理由書』が書けますか?
- 2.「どのように」・・・説明できますか?
- 3. (福祉用具を含めて)を知る
- 4. の同意を得る
- 5. 時期の見極め
- 6.適正な・・・制度の活用
- 7.関連諸機関・専門職種間の
- 8. 業者の選定

「業者を」という意識を持って

9.「だれが し、 し を負うのか」 を確認



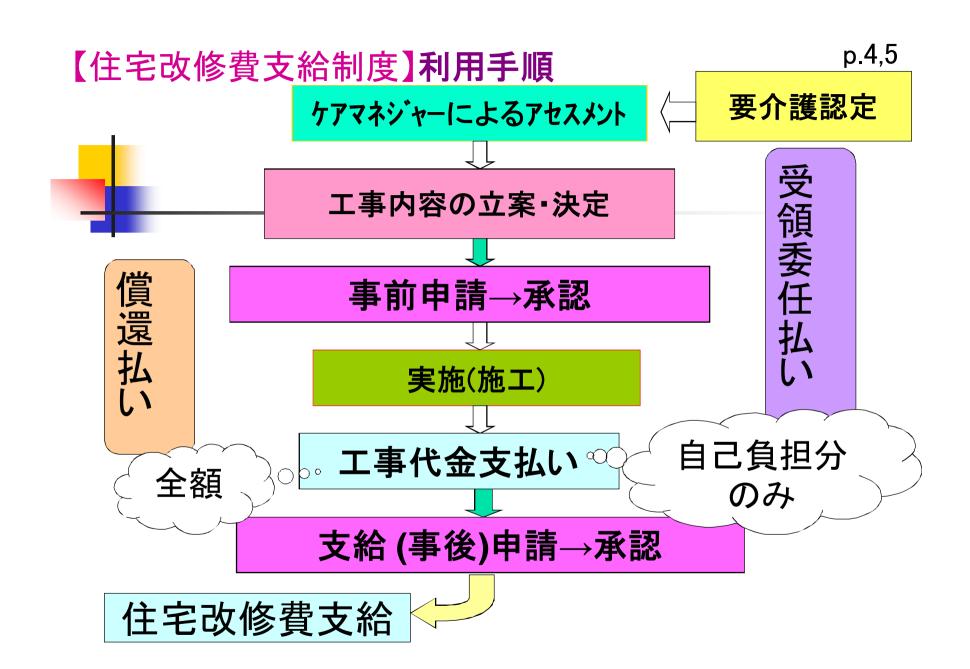
# 利用手順は?



# 住宅改修工事の種類



- ① の取付け
- ② の解消
- ④ 引き戸等への の取替え
- ⑤への取替え
- ⑥ ①~⑤に付帯する住宅改修





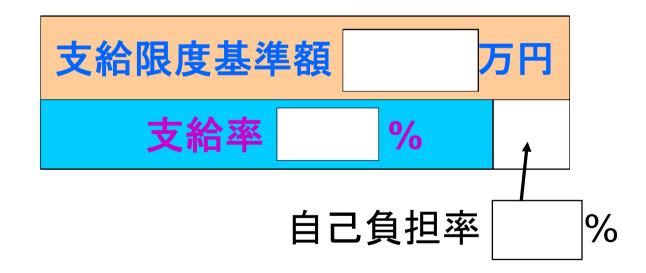
# 住宅改修の目的

#### 介護保険法第1条

に伴って生る	ずる心身の変化に起因する
疾病等により	となり、入浴・排泄
・食事等の介護、機	能訓練並びに看護及び療
養上の管理その他	の医療を要する者等につ
いて、これらの者が	を保持し、その有する
能力に応じ自立した	を営むことがで
きるよう・・	



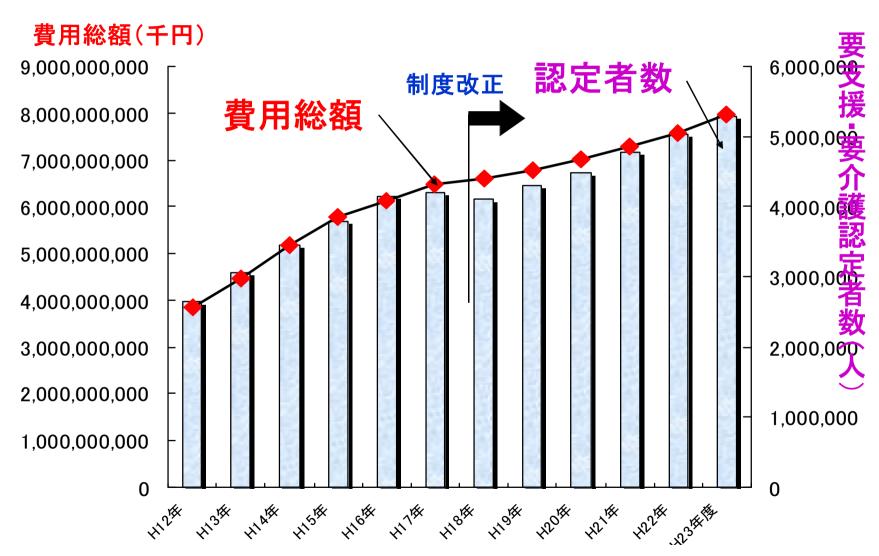
# いくらまで支給される?



#### どのように利用されている?

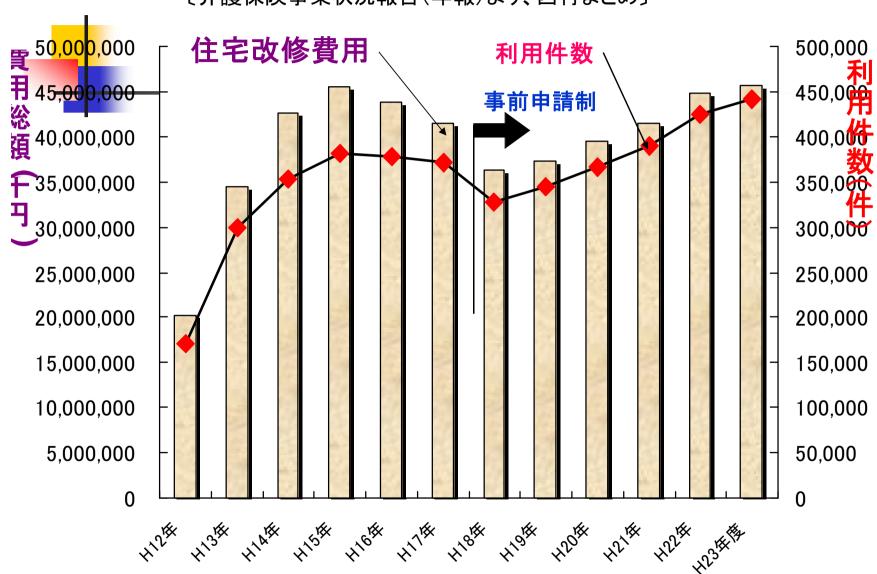
#### 要支援・要介護認定者数と介護保険費用総額

〔介護保険事業状況報告(年報)より、西村まとめ〕



#### 住宅改修の 利用件数と費用額

〔介護保険事業状況報告(年報)より、西村まとめ〕

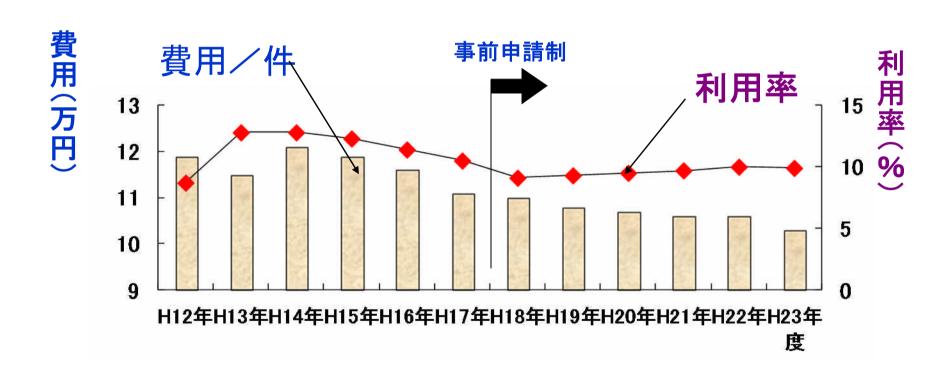


#### -一件当たりの費用



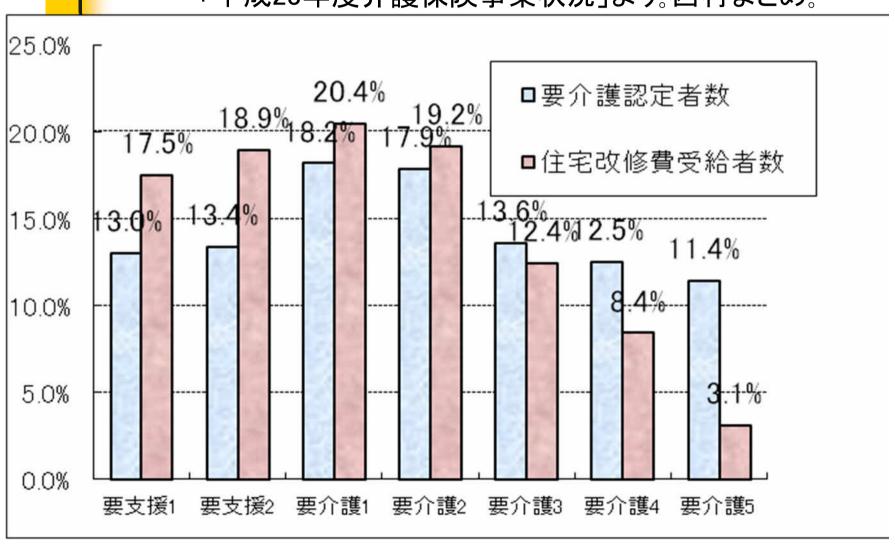


〔介護保険事業状況報告(年報)より、西村まとめ〕



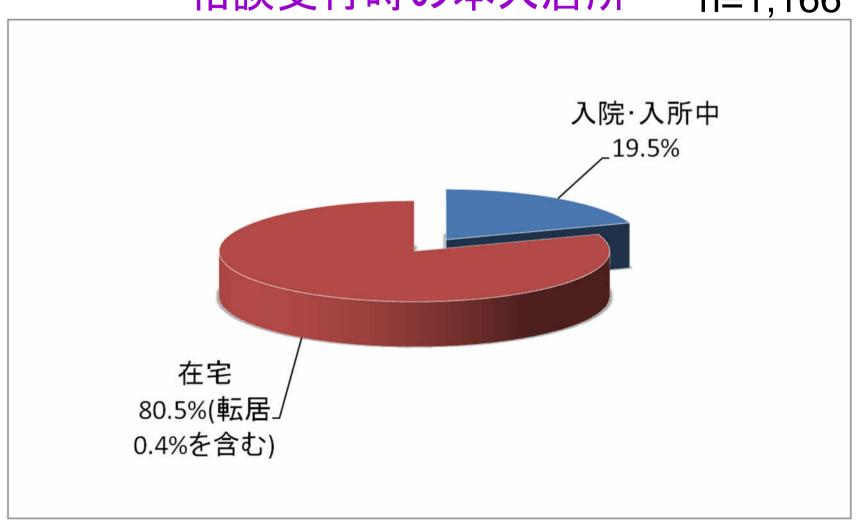
# 要介護度別 住宅改修利用者数

「平成23年度介護保険事業状況」より。西村まとめ。



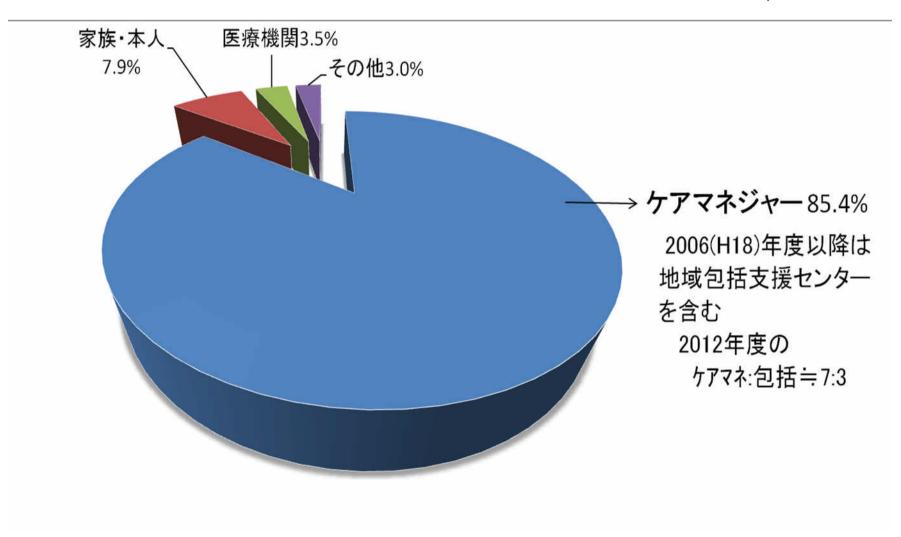
以下の工事データ

···西村事務所 2002~2012年度(11年間)の実績から 相談受付時の本人居所 n=1,166



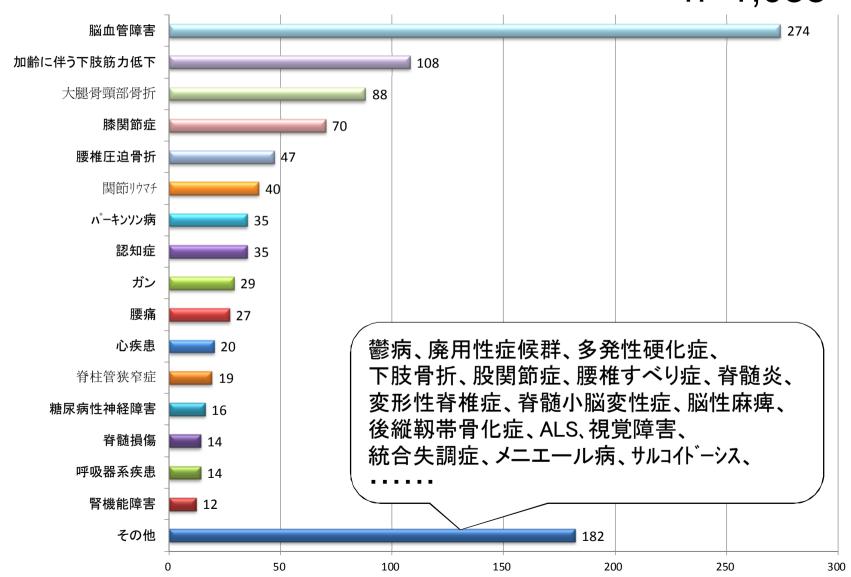
### 相談·依頼者

n=1,166



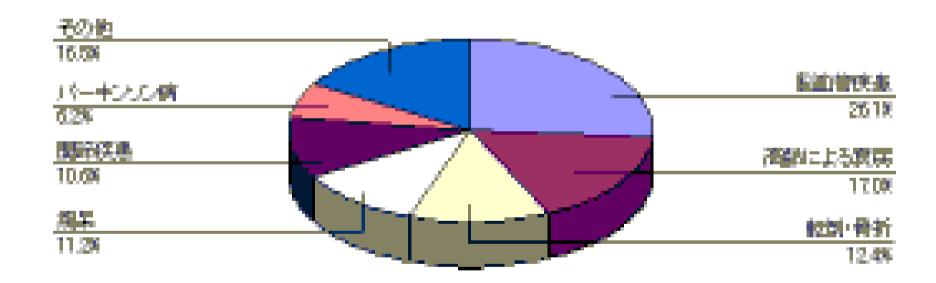
#### 疾患別 工事件数

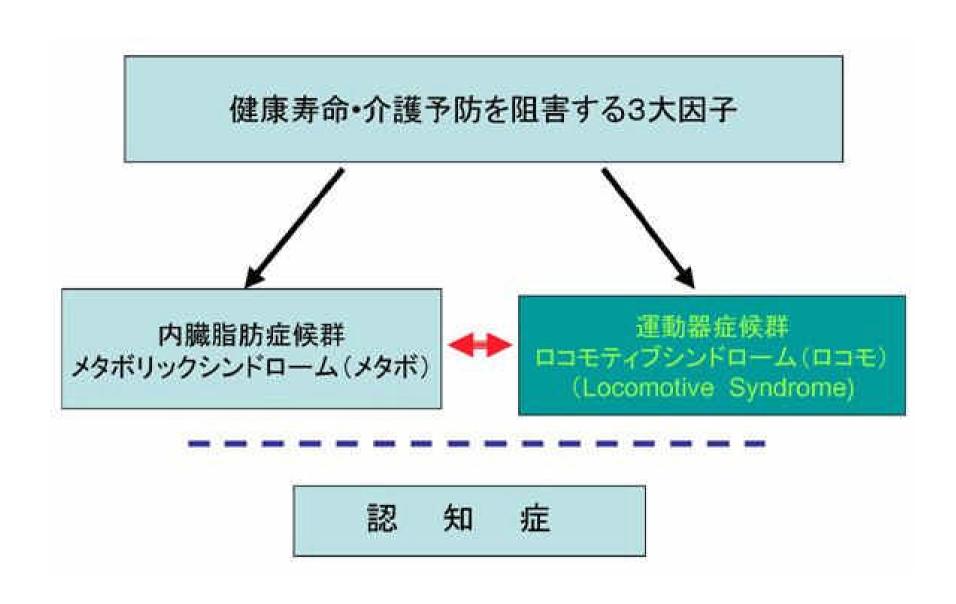
n=1,088



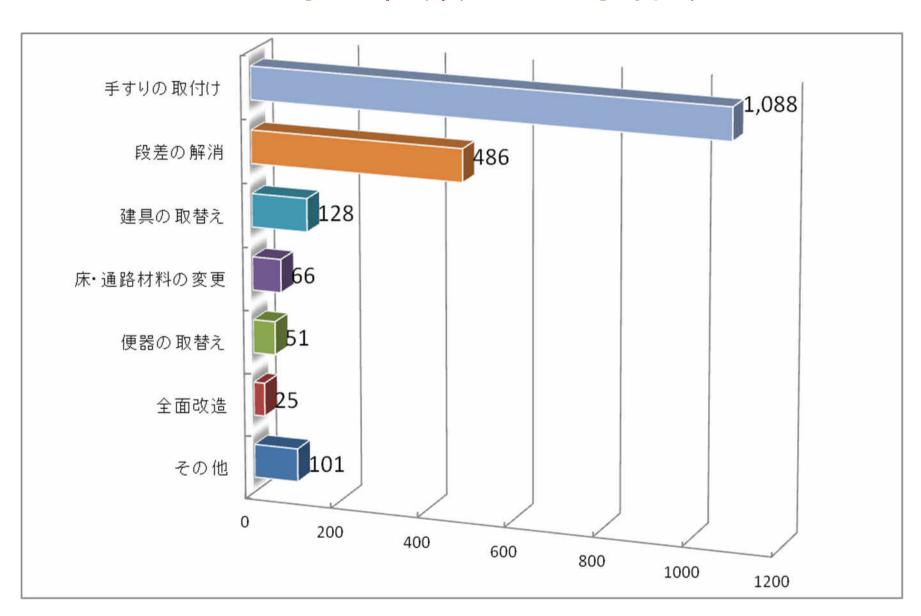
#### 65歳以上の要介護の原因

(平成13年国民生活基礎調査・厚生労働省ホームへ゜ーシ゛より)

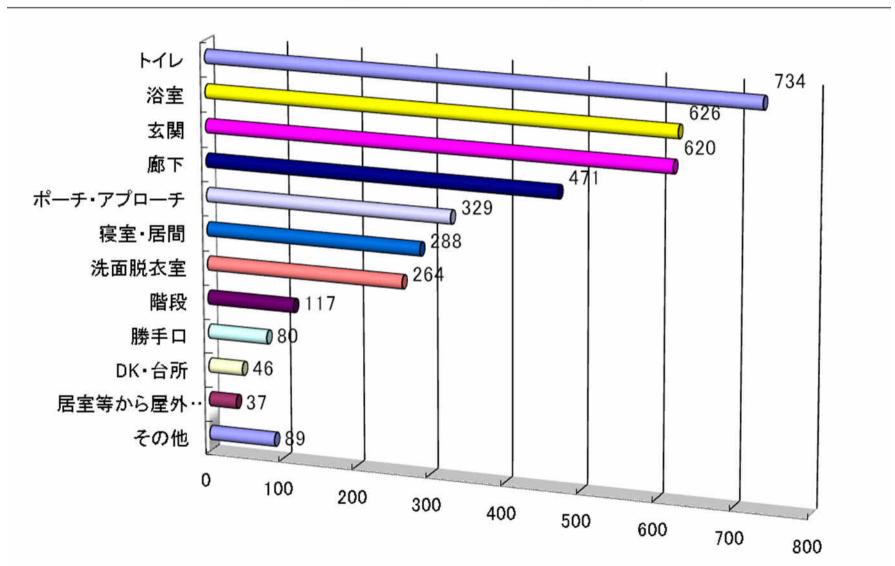




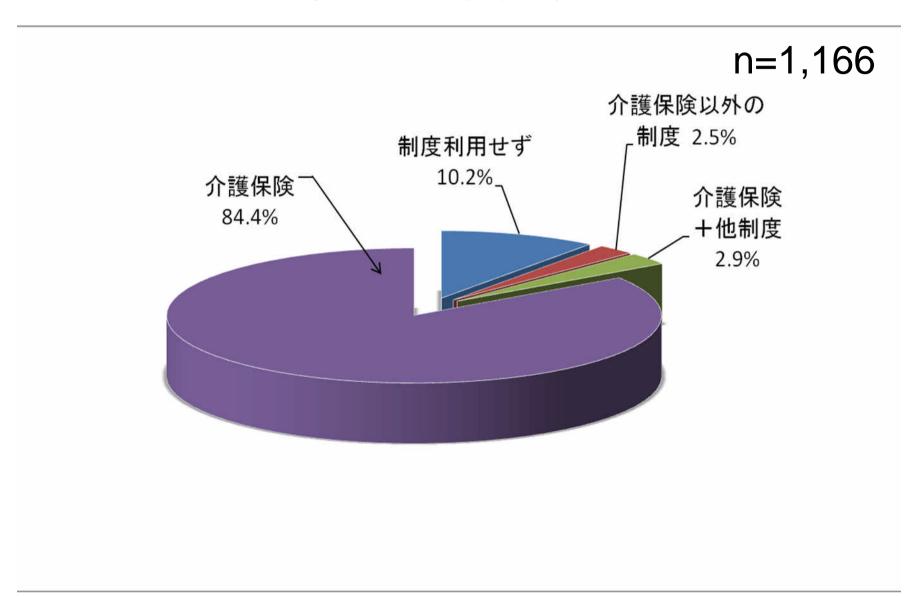
## 工事の種類別 工事件数



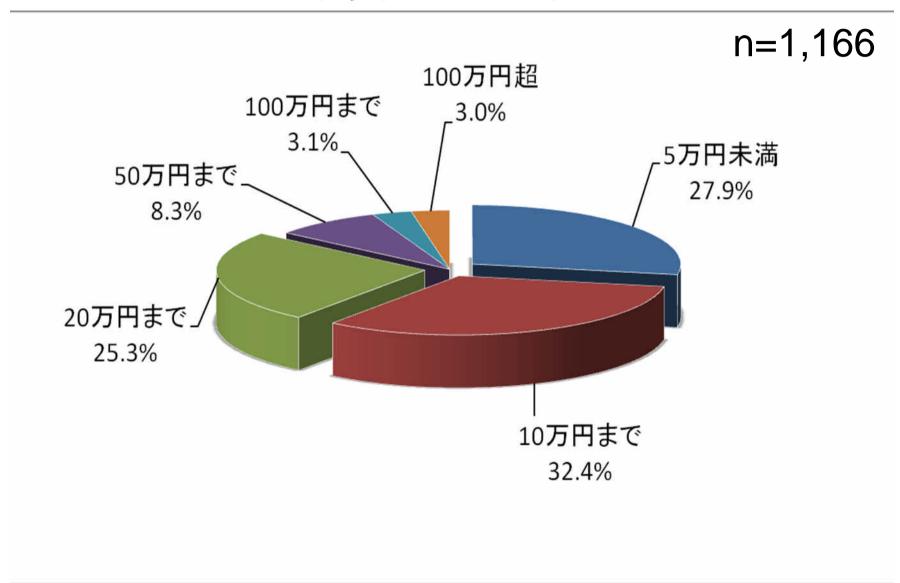
## 施工箇所別 工事件数



## 利用制度別 工事件数



## 工事費用別 工事





段階リセット





「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について(平成21年4月10日 通知)

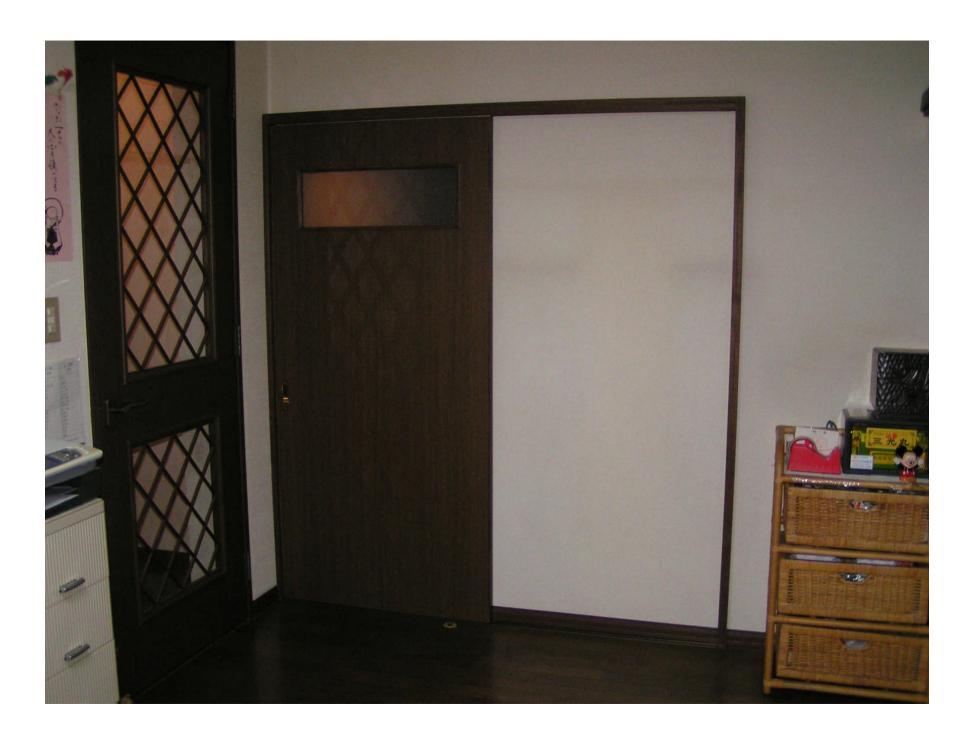
但し、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合のみ。















想定「排水勾配をなくす」・・・など

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」等の 一部改正(平成24年3月30日)





## 扉の取替えとして、

# 「扉の撤去」が追加。

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」等の一部改正(平成24年3月30日)



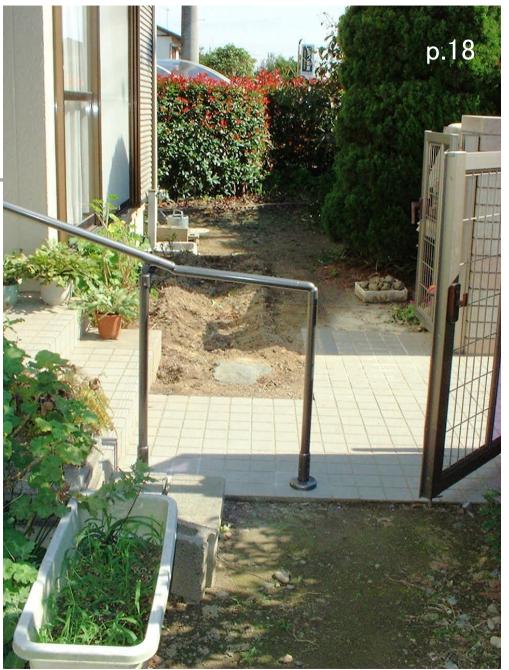


# 段差の解消に付帯する工事として、「スローフ°の設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置」が追加。

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」等の一部改正(平成24年3月30日)

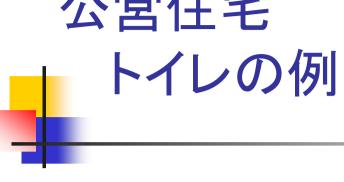








# 公営住宅









# 集合住宅の共用部分

マンション
階段に手すり

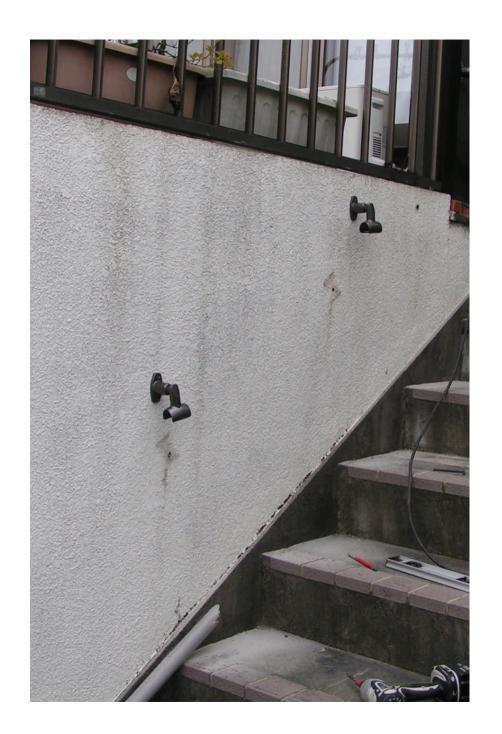






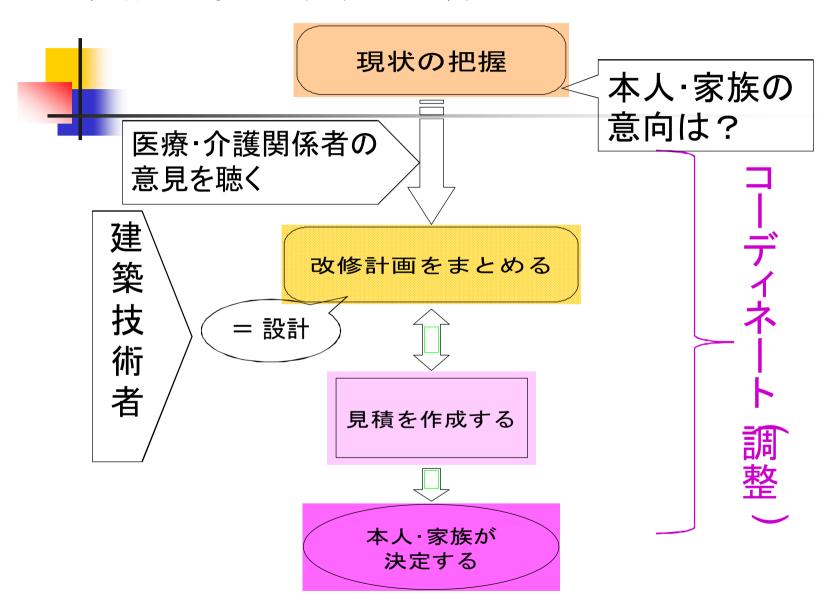








#### 改修内容の決定手順







- ニーズ needs 専門職が客観的に判断した必要性
- ディマンズ demands
   本人(家族)が感じ取り、
   態度で表明している要望・主訴

「住宅改修は家族問題」

調整ゴーディネート

#### 「サービス担当者会議」の活用

様式 4 第 4 表		サー	ビス担当者会議の引	要点		参考
利用者名		<u>様</u>		サービス計画作	作成者(担当者)氏名	
開催日年	月日	開催場所	開	催時間	開催回	回数
	所 属(職種)	氏 名	所 属(職種)	氏 名	所 属(職種)	氏 名
会議出席者						
Z 1932 LLI /III 1-B						
検討した項目						
検 討 内 容						
結 論						
残された課題						
(次回の開催時期)						

- 14 -

p.46 p.145

# Ⅱ.制度の利用

[事前申請用]

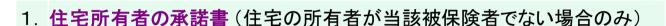
#### 介護保険居宅介護・介護予防住宅改修費〈事前審査〉申請書

フリガナ					保険者	番号			/	0	5	2	0	1	9
被保険者氏名					被保険	者番号									
生年月日	明・大	• 昭	年	月	日生										
住 所	₹						T!	話番号							
住宅の所有者							被任	製験者と	の関係	(					)
								[予定							
改修の内容・ 箇所及び規模							着工	予定日	平成		年		月	E	1
							完成	予定日	平成		年	ļ	月	E	1
改修予定額										H	(1	兇込	)		
支給申請予定額										Ħ	(#	民度報	180	,000	<b>4</b> )
(宛先) 秋田市	長														
上記のとおり	関係書類を満	えて居宅	介護・介質	野	防住宅改修	の事前	書査	を申請	します。						
平成 年	月	B													
ti ti	所														
申請者							- 19	電話番	<del>5</del>						
E	名					印									
添付書類 1. 住場	添付書類 1. 住宅所有者の承諾書(住宅の所有者が当該被保険者でない場合のみ)														

田市(事前審査申請書)

#### 秋田市[事前審査申請書]

#### 「添付書類」欄



- 2. 介護支援専門員(ケアマネジャー)等が作成した住宅改修が必要な理由書
  - ※ケアプランを作成するケアマネジャー等がいる場合は、ケアプラン等を添付
- 3. 工事費見積書
  - ※改修箇所ごとの材料費(メーカー・品番・材質・規格・数量・単価等)・施工費(人工等)、介護保険対象部分が明確であるもの
- 4. 改修予定箇所ごとの日付入りの写真
  - ※予定箇所に印をつけるなど、できるだけわかりやすいもの
  - ※写真だけでわかりにくい場合は図面等も添付~

計画、見積、チェック・・・できますか?

※書類で不十分な場合等、現場を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

# [支給申請書]【償還

#### 介護保険居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書

フリガナ						保険者	号	$\Gamma$	_	_		0	5	2	0	1	9
被保険者氏名						被保険者	番号	Г			٦	T					Γ
生年月日	明・	大・昭	ž.	年	月	日生											
住 所	₹																
								1	話	号							
住宅の所有者							被	保険	者と	の関	係	(					)
							*	者	名								
改修の内容・ 箇所及び規模							*	I	B	平	成	İ	年		月	E	3
							劳	成	B	平	成	Į.	年		月	E	3
改修費用												P	9	(税i	<u>)</u>		
(宛先) 秋	田市長																
上記の	とおり関係	<b>集書類を</b>	香えて	居宅	介護・វ	个護予防住宅	改修費	to3	2給	中部	L	ます					
平成	年	月	B														
đ	所																
申請者								ŧ	<b>F#</b>	7							
B	名						ap a										

添付書類 1. 住宅改修に要した費用に係る領収書

2.工事費内訳書

※改修箇所ごとの材料費(メーカー・品番・材質・規格・数量・単価等)・施工費(人工等)、 介護保険対象部分が明確であるもの

3. 改修箇所ごとの日付入りの写真

※写真だけでわかりにくい場合は図面等も添付

※書類で不十分な場合等、現場を確認させていただくことがありますのでご協力をお願いします。

居宅介護・介護予防住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

銀行	本店		
信用金庫	支店	種目	口座番号

# 秋 田市[支給申請書]【受領委任払

#### 介護保険居宅介護・介護予防住宅改修費支給申請書 [受領委任払用]

フリガナ				保険者番	9	_	_	0	5	2	0	1	9
被保険者氏名				被保険者番号	+								
生年月日		大・昭	年 月	日生									
住 所	₹												
- "					1	話	番号						
住宅の所有者					被保險	者と	の関係	(					)
					業者	名							
改修の内容・ 箇所及び規模					着工	B	平成		年		月	E	3
MIN A O NAIS				3	完成	B	平成		年		月	E	3
改修費用 (/ (介護保険対象:		Ħ	利用者負担金額 (B)	ı	Ħ	支	合申請金 (A-B)	被					Ħ
(宛先) 秋	田市長												
			宅介護・介護予										
また、以	下の事業	者に対し受領委	任しましたので、	支給の可否に	関し当該	事業	者に通知	可する	522	二回	意し	ます	•
平成	年	月 日											
ti ti	断												
申請者					Ŧ.	播	号						
В	名			印									

- 添付書類 1. 住宅改修に要した費用に係る領収書
  - 2.工事費内配書
    - ※改修箇所ごとの材料費 (メーカー・品番・材質・規格・数量・単価等) ・施工費 (人工等) 、 介護保険対象部分が明確であるもの
  - 3. 改修箇所ごとの日付入りの写真
  - ※写真だけでわかりにくい場合は図面等も添付
  - ※書類で不十分な場合等、現場を確認させていただくことがありますのでご協力をお願いします。

	受領委任払制度の利用に同意し、施工完了しました。ついては、登録口座に振り込んでください。
	所在地
事業者	<b>在</b> 鞋

#### 理由書の様式例(秋田市)p1

p.49

p.147

																													_	
	住宅改修 6本情報>	が必	要な	理由	*									(P	1)															
T	被保険者 番号					年齢		歳	生年月日	製油 大正 掘物	年	Я	B	性別	0	9	口女		Τ	現地強制	BB	平成	年	Я	B	作成日	平成	年	Я	B
Ħ	被保険者	Т			T	要介	神秘士	Τ	要支援				3	要介護				11,	ŗ	所属事	斯									_
用者	氏名					(鉄道	(CO	Γ	1 • 2		经通信	<b>h</b> •	1 .	2 .	3 . 4	٠.	5	指章	,	資格 (作成者が	介護支援専門 以いとき)									
1	住所																	11		氏名										
	LE PA																	JL		連絡	ŧ									
	確認日	平成	年	Я	8	T												1												
果挨者			. 10		-																									
	氏名				ľ																									
<#	8合的状况>																	0												
																							1			福祉用具の利				
																							-	車い		宅改修後の想	_	99 81	改	<b>₽</b> ₩
7	利用者の身体	状況																						特殊				ă		5
																							•	床ず	れ防	止用具				
																							_	体位		## ·			ļ <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>	
																								手す	-				5	
	介護状況																						_	タイプ					1 :	9
	<b>开题</b> (A.M	•																					100	歩行	_	23		ă	li	
																										人排御感知機			li	
																							•	移動	用リ	フト				
																								腰掛						_
																								特殊					l	
																								<b>施島</b>				ŏ	li	5
1	住宅改修に。 用者等は日7	生活																						その			1	_	ĺ	_
1	をどう変えたい	ימי																						_			_		ľ	
																							- 1				-		ı	

#### 理由書の様式例(秋田市)p2

#### 住宅改修が必要な理由書

(P2)

	< P1の「総合的状況」を確求えて、(T)と	*養存しようとしている生活動作(空具体的な困難な状)	見③改修目的と改修の方針(4)改修)	項目を具体的に肥入してください。>	
27	①改善をしようと している生活動作	② ①の具体的な困難な状況(…なので …で聞っている)を記入してください		特効果をチェックした上で、 ・・が3巻できる)を配入してください	④ 改修項目(改修箇所)
2	□トイレ家での移動 □トイレ家での移動 □トイレ出入口の出入 (事の開閉を含む) □侵器からの立ち座り(移乗を含む) な服の着談 □検助常 □技助の姿勢保持 □投助家 □石を変での移動 □衣服の着談 □浴室までの移動 □衣服の着談 □浴室出入口の開閉を含む) □浴室内での移動保持 (洗体・洗髪を含む) □浴槽の出入(立ち座りを含む) □浴槽の中での姿勢保持		□ できなかったことをできるようにする。		□ 手すりの取付け ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
對社	□ 出入口までの置内移動 □ 上がりかまちの昇降 □ 車いす等、装具の着級 □ 履物の着級		□ できなかったことをできるようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の額神的負担や 不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他( )		( ) 引き戸等への罪の取替え ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
その他の発動			□ できなかったことをできる ようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 制用者の精神的負担や 不安の観慮 □ 介護者の負担の軽減 □ その他(		( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

#### 理由書作成の要点



#### 論法

生活のナニで困っているか? ナニができないか?



改善するために、 どこをどのように改修するか?



改修すれば ナニができるようになるか?

#### 理由書 記載要領(静岡県袋井市の例) p1

p.147

	宅改修が 本情報>	必要な理	書由書											(P	1)									
П	被保険者番号			年	Ħ		歳	生年	月日	明治 大正 昭和	年	月	E	性別	口男口女	作	現地確認日	平成	年	Я	作成日	平成	年	Я В
利用者	被保険者 氏名				機り			支 · :		経	過的	要・1・	介 2·	3 .	4 • 5	成	所属事業所 (作成者が介護支援 専門員でないとき)							
	住所															耆	氏 名 連絡先							
保険	確認日	平成	年 月	B	評価																			
者	氏 名				欄																			
	利用者の身体	体状況			A D.C.	が置外で	の移り	助方法	(自)	2歩行・	伝い歩	き・介目	助参行	テ・歩行	る身体状況な 方器利用など 述する				住事・特殊	を改修 す 変 り を が 数 に 数 に 数 に 数 に り り り り り り り り り り り り		<b>数</b>	T d	を登りませる。
	介 護 状 住宅改修に 利用者は日常 どう変えた	より、		日常	改作	Elizato .	て利度えが	用者・	家思っ	は、介	慶秋派	R, AD	L、社	会参	速する。		)	- 1	歩歩駆移腰特入	器 補宅用便尿補浴 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	改修前とれる福祉状況を確	政修後想用具の利		F

#### 理由書 記載要領(静岡県袋井市の例) p2

住宅改修が必要な理由書 ④改修項目(改修箇所) 改修の方針(…することで…が解決できる)を記入してください している生活動作 トイレまでの移動 できなかったことを □ 手すりの設置 □ トイレ出入口の出入 できるようにする (量の開閉含む) 転倒等の助止、安全の確保 排 口 便座からの立ち座り 動作の容易性の確保 (移棄を含む) 利用者の精神的負担や 泄 □ 衣服の着説 生活動作で困っているこ 不安の軽減 □ 排泄時の姿勢保持 介護者の負担の軽減 □ 後始末 その他( 問題点について、その状況 様々な角度から検討し、 □ その他( 決定された改修内容の項 □ 浴室までの移動□ 衣服の着脱 できなかったことを □ 段第 目をチェックし、詳細な内 介護の現状を具体的に配 できるようにする □ 浴室出入口の出入 述する。 容を記述する。 転倒等の防止、安全の確 ・改修箇所は、場所だけで (扉の開閉を含む) 動作の容易性の確保 ①②を記入し、現状の問題点をふ □ 浴室内での移動 利用者の精神的負担 改修案の検討の際は全て なく「手すり」なら、「便器 まえた上で、改修目的の項目を (立ち座りを含む) 不安の軽減 の行為についてチェックが 横壁面」等その取付箇所 □ 洗い場での姿勢保持 介護者の負担の軽減 チェックする。各行為の困難事項を 必要だが、理由書では改 その他( (洗体・洗髪含む) □ 引き戸るへの無の取せる 改善するために、どのような改修を 着しようとする行為に限定 □ 浴室の出入 行うのか、その方針を記述する。 したコメントでよい。 (立ち座りを含む) ・改善方法は、「手すり設置」や「段 □ 浴槽内での姿勢保持 生活のどの場面、どの動 業解消」という表現ではなくてもよい。 □ その他( □ 便器の取替え 作が利用者・介助者にとっ できなかったことを □ 出入口までの屋内移動 「つかまる所を」「つまずかない工 て大変なのか、動作の流 □ 上がりかまちの昇降 □ 車いす等、装具の着脱 できるようにする 夫」「立ち上がりの支えを」などの表 れに沿って一つずつ見種 転倒等の防止、安全の抗 □ 滑り防止等のための床材の変更 現でもよい。 めること。寝たきりならば □ 動作の容易性の確保 外 □ 履物の着脱 一つの改修項目が複数の目的の 「座位が保てるか」、歩行 □ 利用者の精神的負担 □ 出入□の出入 ために行われる場合はまとめて配 (扉の開閉を含む) 口その他 ができれば「段業を越えら 不安の軽減 □ 出入口から敷地外 述してもよい。 介護者の負担の軽減 れるか」などについても記 口 その他( までの屋外移動 入する。 こ その他 ①のレ点評価と②のコメ できなかったことを できるようにする 現状の改善を 転倒等の防止、安全の確保 必要とする動 動作の容易性の確保 利用者の精神的負担や 不安の軽減 についてレ点 介護者の負担の軽減 チェックする必 その他( 要はない。

#### 理由書 記載例(静岡県袋井市) p1

住宅改修が必要な理由書 記入例① (F	21	
---------------------	----	--

	被保険者番号	0000	年齢	81歳	生年月日	明治 大正 ×年×月×日 明和	性別	口男団社女
利用者	被保険者氏名	袋井花子	要介護器 (数当に(		支援・2	要 介 経過的・1・②・	3 .	4 • 5
	住所	袋井市新屋一	丁目の1番地	<u></u> きの1				

	現地確認日	平成〇年〇月〇日	作成日	平成〇年〇月〇日
作	所属事業所		Ο×Δ	3
成	(作成者が介護支援専門員でないとき)			
者	氏 名	浅	羽太	超
	連絡先	00-0	000	

保 検 者 氏名	00年0月0日	評
<b>食</b> 氏名	\ n   #	価欄

<総合的状況> 福祉用具の現状の利用状況と 住宅改修後の想定 改修前 改修後 右大腿骨頸部骨折により人工骨頭置換術後。 平成17年7月に廊下で転倒し、入院。人工骨頭置換術後、8月10日に退院。 車いす 利用者の身体状況 特殊寝台 室内は、杖でゆっくりではあるが歩行可能。ただし、見守りが必要。屋外は車いすを使用。 Ø Ø 床ずれ防止用具 体位变换器 手すり 骨折前より長男夫婦と問居しており、排泄と入浴の介助については主に長男の妻が行っている。 ・スローブ 介護状況 日中は、本人しかいない場合もある。 步行器 歩行補助つえ  $\overline{\Box}$ 観知症老人体彻底知機器 移動用リフト 腰掛便座 長男の妻の介助と見守りにより何とか生活できているが、生活動作や家事(護理)なども含め自分でできることは 特殊尿器 入浴補助用具 Ø Ø していきたい。 簡易浴槽 できることは自分で行っていきたいとの思いを支援していく。 住宅改修により、 その他 家屋が古く段差が多いために、住宅改修を行い、安全に生活できるようにしていく。 利用者は日常生活を 玄関には既に手すりと踏み台があり、一人で上がりかまちの昇降ができるので、今回は排泄と入浴動作及び、調理 どう変えたいか 動作について改善したい。 できればお風呂には毎日入りたい。 

#### 理由書 記載例(静岡県袋井市) p2

住宅改修が必要な理由書 (記入例①) (P2)

		1の「総合的状況」を踏まえて	て、①改善しようとしている生活動作②具件	本的			L.	てください。>
22		①改善をしようと	② ①の具体的な困難な状況(…なの			持効果をチェックした上で、		<ul><li>(4)改修項目(改修箇所)</li></ul>
3		している生活動作		_		で…が解決できる)を配入してください	2	and the second of the second
1		トイレまでの移動		Ø	できなかったことを			手すりの設置
1		トイレ出入口の出入	居室からトイレの移動は、杖歩行だが		できるようにする	廊下の移動が一人で(「見守り」なしで)		(廊下の移動経路)
L			杖を立てかける適切な場所がなく、また、				ı	(便器機壁面)
Ħ	Ø	便座からの立ち座り			hand it was took from water but-	手すりの高さについては、実際に歩行して		( 脱 衣 所 )
١		(移乗を含む)		Ø	The state of the s	もらって決める。		(浴槽内の移動経路 )
7		衣服の着脱	便産からの立ち上がりの際に、支持する	_	不安の軽減	一人で便座からの立ち上がりができる		(
1		排泄時の姿勢保持	ところがため、介助が必要。	_	介護者の負担の軽減	ように、つかまれるものなどを工夫する。		( )
1		後始末			その他( )			( )
┕		その他( )		_				( )
1		浴室までの移動		Ø	できなかったことを			段差の解消
1		衣服の着脱	居室から浴室への移動は「排泄」と		できるようにする	居室から浴室の動線は、「排泄」と同じ		(廊下3㎝かさ上げ)
1		浴室出入口の出入	同じ。		転倒等の防止、安全の確保	浴室内での移動の安全を確保するため		(陪補を17 IIン高40cm、厚さ50cmのものに取り替え)
1	_	(扉の開閉を含む)				に、移動の経路に手すりを設置。	ı	( )
1 3	2	浴室内での移動	ないため、移動に不安がある。		利用者の精神的負担や	浴槽を浅いものに取替え、バスボードを		( )
-11	·I_	(立ち座りを含む)			不安の軽減	併用して一人で浴槽への出入りができる		(
32		洗い場での姿勢保持	できず、介助を必要としている。		介護者の負担の軽減	ようにする(ただし「見守り」は必要か)。		( )
-1"	1	(洗体・洗髪含む)			その他( )			引き戸等への扉の取替え
1	$\mathbf{Z}$	浴室の出入						(
1	L	(立ち座りを含む)		ı				(
1		浴槽内での姿勢保持		ı			_	()
┕		その他( )		_				便器の取替え
1		出入口までの屋内移動			できなかったことを		ı	(
1					できるようにする		_	( )
L					転倒等の防止、安全の確保			滑り防止等のための床材の変更
91		履物の着説						(
		出入口の出入			利用者の精神的負担や		_	( )
l±		(扉の開閉を含む)		_	不安の軽減			その他
1		出入口から敷地外			介護者の負担の軽減			(
1	_	までの屋外移動			その他( )			(
┡		その他( )		_			ı	(
1	Į,		A		できなかったことを	****		(
1	1	台所での移動、姿勢保持	杖で何とか台所へは行けるが、調理は		できるようにする	杖なしで長時間の作業が可能なように、		(
ŧ			杖なしで長時間立位作業をしなければ					( )
à					動作の容易性の確保	との段差を解消する。	ı	(
*	1				利用者の精神的負担や		1	(
$\overline{\sigma}$				_	不安の軽減		1	(
12					介護者の負担の経滅		ı	(
12	1				その他( )		1	(
-1"	1			ı			ı	( )
1	1			ı			ı	

#### 見積書の例

#### 福祉住環境コーディネート 西村事務所 代表 西村伸介

〒430-0924 浜松市中区龍禅寺町569番地 TEL-FAX 053-457-3570

p.48 p.146

#### 下記の通りお見積申し上げます

#### 住宅改修工事費

¥727, 650 〔消費税額を含みます〕

		合括表	-					
項目		名称	摘要	数量	単位	単価	A ##	備考
	1	工事費				一几:	計費	$\bigcirc$
	Œ	手すり取付け工事				市又 i	11	U) \
	(2)	段差解消工事				_	ı . —	<b>-</b> _
介護保険	(3)	滑り防止他、床又は通路面の	路面の材料の変更工事		_	青	上上	
支給申請	Ц	工事費 計					557, 720	•
对象工事	п	コーディネート費・諸経費	諸	経	費		55, 700	
	L	Ħ					613, 420	
	L	出精値引き					-3, 420	
	L	再計					610,000	
	ᆫ	消費税额	5%				30, 500	
		合 計	a				640, 500	
	1	工事費						
	4	その他工事		1	式		79, 930	
介護保険	L	工事費 計					79, 930	
支給申請	п	<b>施経費</b>					3, 900	
対象外工事	ᆫ	21					83, 830	
	ㄴ	出精値引き					-830	
	ᆫ	再計					83, 000	
	╙	消費税額	5 %				4, 150	
	L	合 計	b				87, 150	
		能計	C=a+b				727, 650	
	資	金内駅(見込み)						
		総費用額	С				727, 650	
		助成額+保険支給額=a×2/3	A				427,000	
		差し引き ご負担額	C-A				300, 650	

工事の種類・箇所

工事費内駅	一				十十 业 1	つまま	
6 H	<b>M</b>	数量	単位		个 不	の種類・	ДÀ
I TAR		-	_		. <b>à</b>	单価•数:	븖
① 手すり取付け工事		-	<u> </u>		<del>-</del>	-	墨
(玄関・トル入りロ・トル・浴室入り	Jロ·階段)						
木製手握	35 d	13.5		2, 100	28, 350	かりつつ 型	
// エントブラナット	(M-35EE)	11	4	1,020	11, 220		
〃 横受プラケット	(AA-35W)	4	AT	610	2,440		
" T )/tol-	(ED-5025)	5	ar .	1,220	6,100		
" 3-ナーブ ラケット	(AB-3508)	2	ar .	1, 140	2, 280		
" IM"	(AB-35L)	1	#	610	610		
〃 自在プラケット	(AB-35FW)	4	M.	2, 620	10, 480		
# IDF ^ - 1	(AA-35EB)	1	ur	850	850		
// 木柱ペース	(Na.245341)	1	ar.	3, 120	3, 120		
(浴童)						定価	
ステンレス手摺(TOTO{ンデリアパー・ソフト)	32 ¢ , L=800TS136Y8	2	*	8, 260	16,520	¥8, 700	
M	#7891.L=600TS136EY6	1	ar .	8,880	8, 880	¥9, 350	
(玄関* チ・77 ローチ・勝手口)							
ステンレススチール製パ・イブ・(ケ・レー)	34 ¢ . YA-4000	1.7		3, 420	5, 814	柱用	
プラスチック被覆ステンレス手摺(タ゚レー)	34 d . SCD6-4000	2.4	ar	3,540		9" U17" EU	
" 自在スタンド	EC-5006G	2	4	8, 860	17, 720		
" IDF" 7" 5551795-	ECA-5032	1	III	2, 650	2, 650		
# 自在ジュイント***		年、		2 510	7,530		1
# 自在ロドム	施工費(工)	頁)		2.260	2, 260		
# 権受けて カット	EV-5033	T 1		2.750	2, 750		
取付工事費		1	式	16,000	16,000		
小計							L
② 段差解消工事		エ 畢	·()	種類	別にリ	▶計	$\rightarrow$
〔廊下・各重入り口:敷居段差に		-		,,			
庶段兼解消用木製すり付け板	h15+795~900	6	簡所	2, 850	17, 100	∠=9°	
N	h16+800	1	#	3,600	3,600		
スロープ取付工事費		1	式	1,000	1,000	接続部加工共	
小小計					21, 700		
[玄陽:上框 式台部 段差(320m	n)に踏み台設置]						
うの・ークット、調整を、あり、ミデ・イアムオーク		1	#	15, 750	15, 750		
設置工事費		1	式	500	500		
小小計					16, 250		
(浴槽の入替え)				1		定価	
#* リエステル茶浴槽 1100+700+d500	PNS1141L	1	*	126, 100	126, 100	¥181.000	

## 介護保険以外に 利用できる制度

1.あきた安全安心住まい振興事業

「安全安心リフォーム推進事業」

#### 平成25年度

あきた安全安心住まい推進事業

#### 住宅リフォーム推進事業

#### "住物リフォーム配象実施事業"

地改領・リフォーム工事に対し 組造が撤工事業の10%最大18週間

#### "安全会心リフォーム回道事業"

財政政権、関係・省エネ政権、ドリア・政権 及び支援化工事の合計が80万円以上の場合 補助対象工事費の10%。最大全の意用の補助

果では、住宅投資による果内経済の活性化や地球温暖化防止のために、住宅の耐量化等安全で安心できる居住環境の向上を推進します。

#### ■ 住宅リフォーム緊急支援事業と安全安心リフォーム推進事業の併用はできません。

事業名	住宅リフォーム緊急支援事業(予定FROAMF)	安全安心リフォー人投通事業(予定戸策ながの戸)						
対象者	本人の関係者をひとを・子が落ちに、いずれかの者が自在している最内に在住する者							
対象住宅	〇一戸首で住宅 使用住宅の場合は、住宅の部分が1/2以上の住宅) 〇マンション等の共同住宅(宇有部分のみ)							
<b></b>	①物味館・リファームに要する要用(消費を含む)が90万円 以上 ②集内に本語を有する施設を有等と工事研究を発音的 するもの ②年度23年9月1日に開ニ工事が変すするものであって、か つ早度28年3月18日までに発す実施報告者の提出ができ るもの	問左の行か。 次の①→②の受用(増改施工学習を除く)の合計様が 50万円は上め工学を含むもの ①開設上を対象水準(例,預かい機関など) ②概念・有工学改修(二重複技術、設別的改修など) ②がリアフルー教養(デギリ取付やスロープを放立的) ②変質化に有別な改修(財産教育教養など)						
対象外工事	①公共工事の集行に行う機関党の対象となる工事 ②門・精等、いわゆる外側工事(登リフォーム等工事に関わる ②性を用太陽光気間システムの設置に構る値量 ④性を用機器機関の購入費 ③他の機動制度を利用する場合で、当該機動制度で重複計 ②その性、複数金の支付が運搬でないと関められる工事を1	上が置められない使用						
	権助対象工事に要する食用の10% 上間18万円 (ただし千円東海域(参加) ※平成23か623年度をでにリフォーム機能を制用された方 は、極助を受けた工事分析・工事内をと見なる工事を申認 する場合は対象となります。その場合は、免に受けた値取 者の合計値と合わせて18万円を製攻とします。	機助対象工事に要する使用の10% 上限20万円 (ただし、千円未開切り権で) 要平成22から24年度まで、リフォーム機助を利用され た方は、相当を受けたエネル間・エ平内をと居なるエ 本を中間する場合は対象となります。その場合は、ま に受けた組織金の合計像と合わせて80万円を見ばと します。						

#### 補助事業申請フロー



#### 平成25年度 秋田市住宅リフォーム支援事業

増改築・リフォーム工事に対し5万円補助します

#### ■ 補助対象者

自らが居住し所有する住宅、親または子が所有し自らが居住する住 宅などの増改築やリフォーム工事を行う方で、市税の締納が無い方

#### ■ 補助対象住宅

秋田市内にあり、次のいずれかに該当すること。

(1) 一戸建住宅

住宅用の車庫、物置を含む。併用住宅の場合は、住宅部分の延 べ面積が、差集物全体の延べ面積の1/2以上であること。

(2) マンション等の共同住宅 居住の用に供する専有部分のみ。

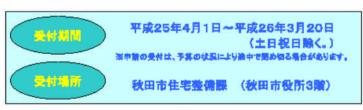


#### ■ 補助対象工事

平成25年4月1日以降に工事が完了し、26年3月31日まで完 了実績報告書を提出できる工事であって、秋田市内に本店を有する建 散業者等が施工し、増改築やリフォームに要する費用が50万円以上 の工事

※この事業の助成を受けられるのは、事業年度に係わらず一つの住宅 について1回襲りです。

#### ■ 対象予定戸数 2.950件

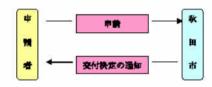


#### ■ 中間に必要な書類

#### ◎ 補助金の交付申請の時

- 1. 補助金交付申請書
- 2. 工事請負契約書または請書の写し
- 8. 工事内訳見積蓄の写し
- 4. 工事施工予定箇所の着手前の写真
- 納税証明書(完納)または市税納付に駅する額を同業書
- 住宅の居住者が申請者以外の場合 は、申請者との関係を証する書面
- 7. その他、市長が必要と認める書類 (適常は必要ありません。)

#### 補助金交付申請



級事前申請及び事後申請ともに可能で すが、工事前・工事後の写真の優り忘れ にご注意ください。

#### ② 工事が完了したあと

- 1. 完了実績報告書
- 2. 請求事
- 8. 工事施工値所の完了後の写真
- 建築基準法による確認済証を受けた工事については確否済証の写し
- 5. 工事内容等に変更があった場合は、 工事情負変更契約者の写しと変更 後の工事内訳見編者の写し
- その他、市長が必要と認める書類 (通常は必要ありません。)



※完了実験報告書及び耐収書の印は、交付申請書と同じ印鑑を使用してください。

※完丁突線報告は、事後申請及び工事が 完了しても、空付後定の通知後です。

#### ■ 問い合せ先・受付

②秋田市の間い合わせ・受付家口 秋田市都市整備部住宅整備課 住宅企画担当 〒010-8560 秋田市山王一丁目 1-1 秋田市牧所 3 階 電話 018-866-2134 FAX 018-866-2463 E-Mail ro-cshafeity, akita, akita, p http://www.city.akita.akita, p/city/cs/hs/default, htm

\* 秋田県が行っている住宅リフォーム緊急支援事業と併用することが出来ます。 ②秋田県の間い合わせ・受付家口(秋田市内分)

**秋田地域複製用建築機** 

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2

联話 018-860-3491 E-Mail ski-ken@mrsf. skits. lz. ip

http://www.pref.zkita.lg.jp/icity/browser?ActionCode=genlist&GenreID=1000000001093 |

\* 秋田市が行っている木造住宅耐震静断・耐震改修補助事業や住宅用太陽光発電システム 設置補助金などと併用することができます。

#### 2.身体障害者日常生活用具給付

種目	性能	対象者
移動用リフト	介助者が重度身体障害者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るものただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	下肢または体幹機能障害 2級以上、 原則として3歳以上
温水洗浄便座	取替式の便座(便器一体型を除く)であって、乾燥機能を有するもの ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うもの を除く。	上肢障害2級以上 (学齢児以上)
移動•移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であることア 障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するものイ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とするただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	平衡機能又は下肢もしくは体幹に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするもので原則として3歳以上

#### 他に利用可能な制度

- 〇 バリアフリー改修に対する固定資産税の減額 改修工事が平成28年3月31日までに完了 自己負担額が50万円を超える場合 減額率=1/3
- バリアフリー改修に対する所得税の特別控除 改修後の居住開始が平成26年3月31日 自己負担額が30万円を超える場合 控除対象限度額=200万円。控除率=控除対象額の10%

#### Ⅲ. 建築の基本技術

#### 住宅改修のための建築用語

- 柱、梁、筋交い(すじかい)、間柱、胴縁
- ■基礎、土台
- 上框(あがりかまち)
- 扉(開き戸・ドア)、引き戸、折れ戸
- 建具、サッシ、鴨居、敷居
- 掃き出し窓
- ■踏み面、蹴上げ、段鼻



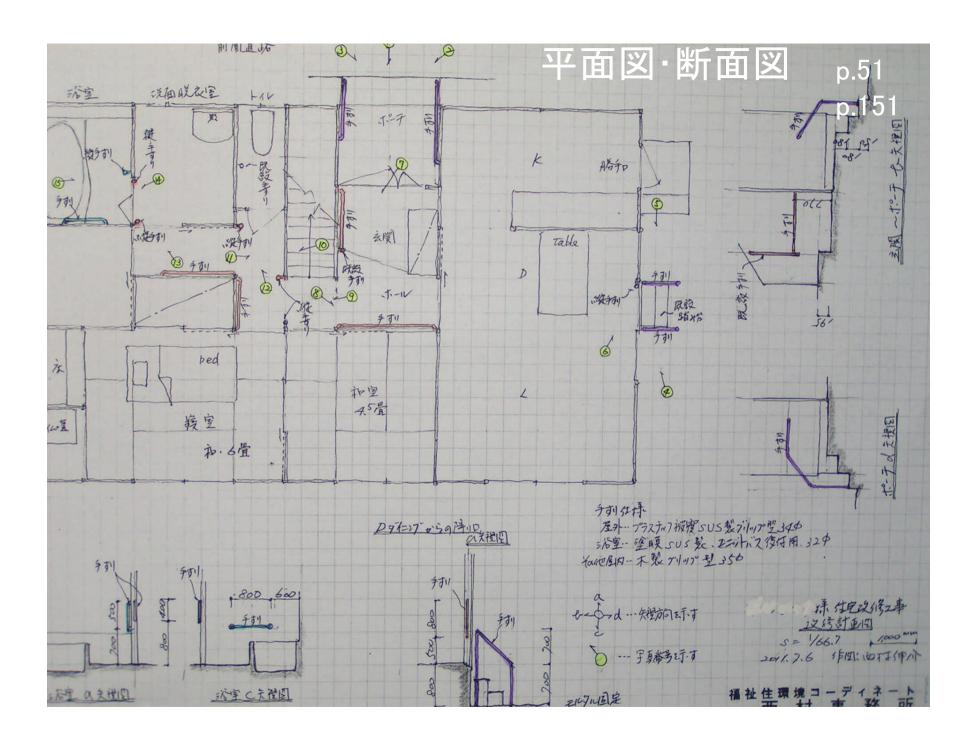
#### ①図面とは平面図 平面図 立面図 断面図



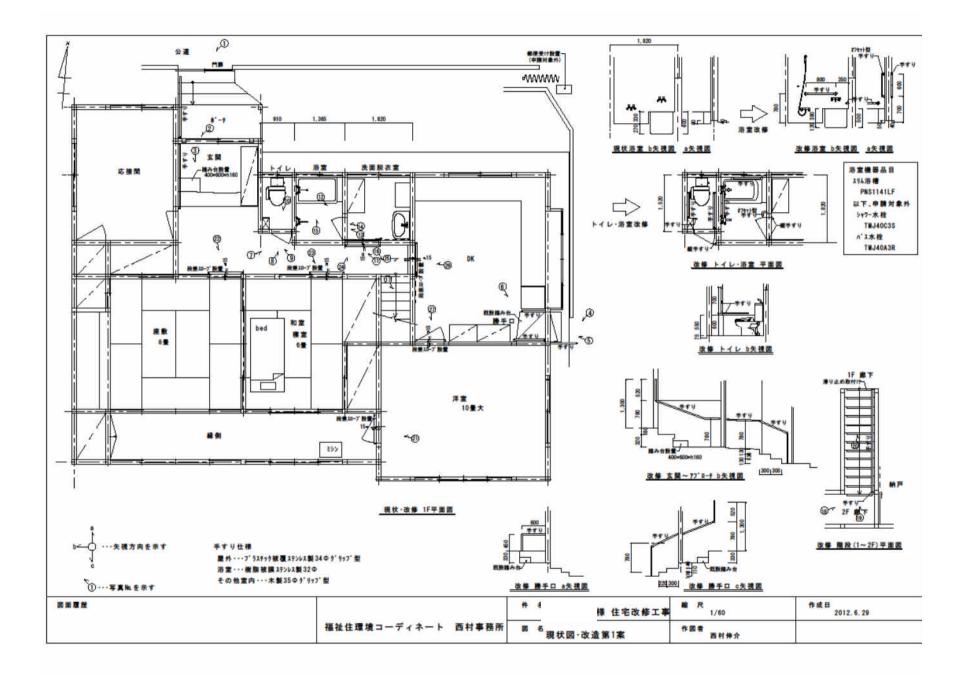
# ② 単位原則として mm

#### 縮尺

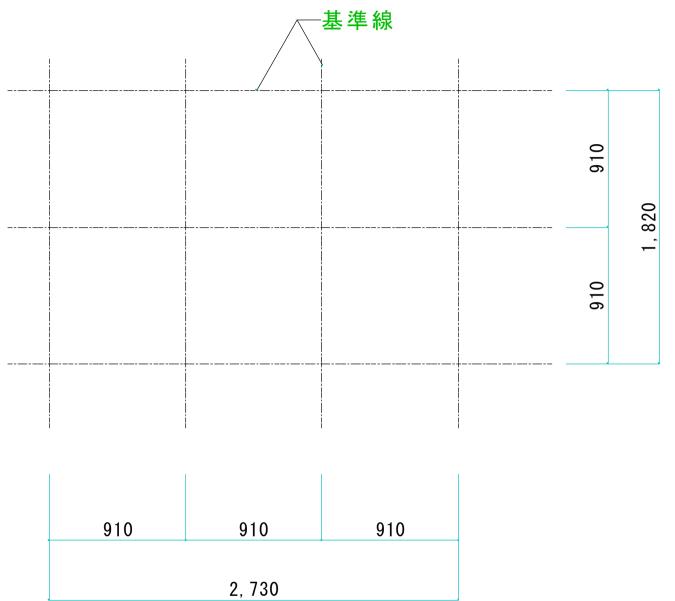
〔例〕1/100 1/60、1/50 1/30

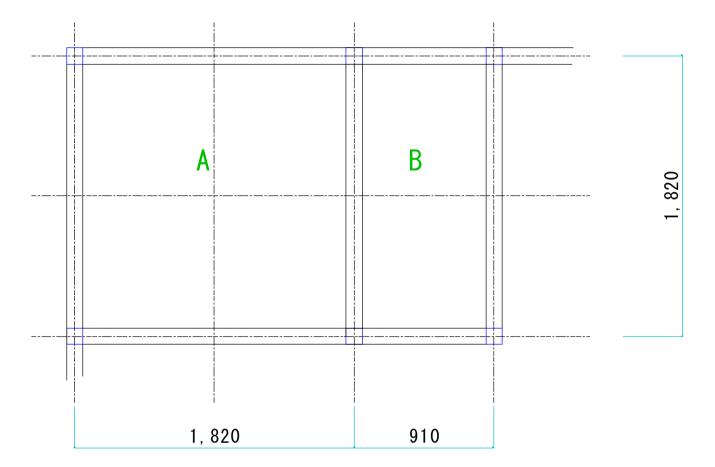


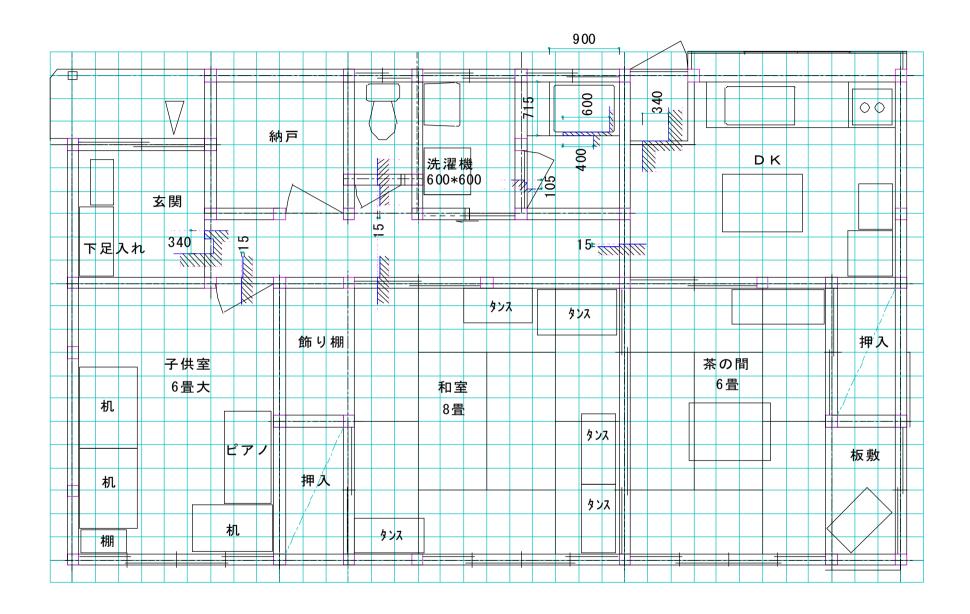
孩室ドア→折水产ル収散 工事追回 工事港目
1.于初の取付サ
MU-級年初付耕料型付り一段夜
横升列,用料一型十列名一个取任サ
沙室…工型于列22以上、近期2年最好
2 校差の解说一点開工在校差、次の了取开
13 老头の职致、一次受广文传送等を
4. 像态。职致、一段交产式使器を
20mm力中上中 (部分)平面図·断面図 1 dw36601 1800 活室(ユニットバス) 100 FELN 不製20-70 取行士 玄関ホール 洗面胶衣室 330 430→310小珍芸 ,500 100 既設 (財掛け型チョリ ATH TS/34GUSS #NW/ 浴室へ大役内 1 200 13001 410→480元为廿上十 连续京政练工事

















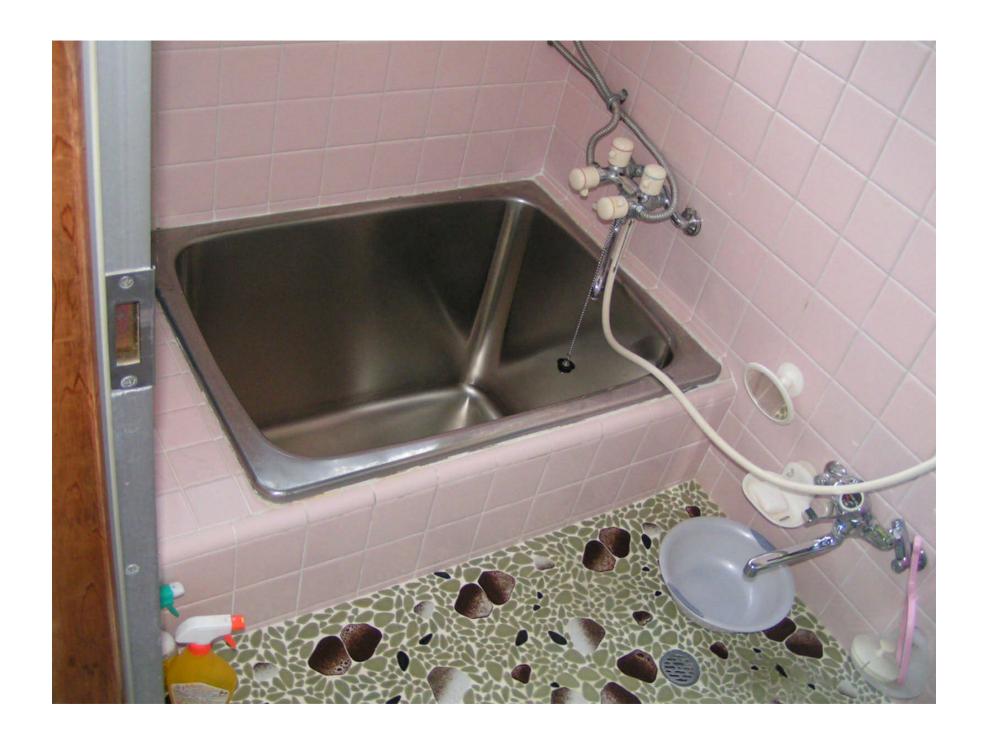




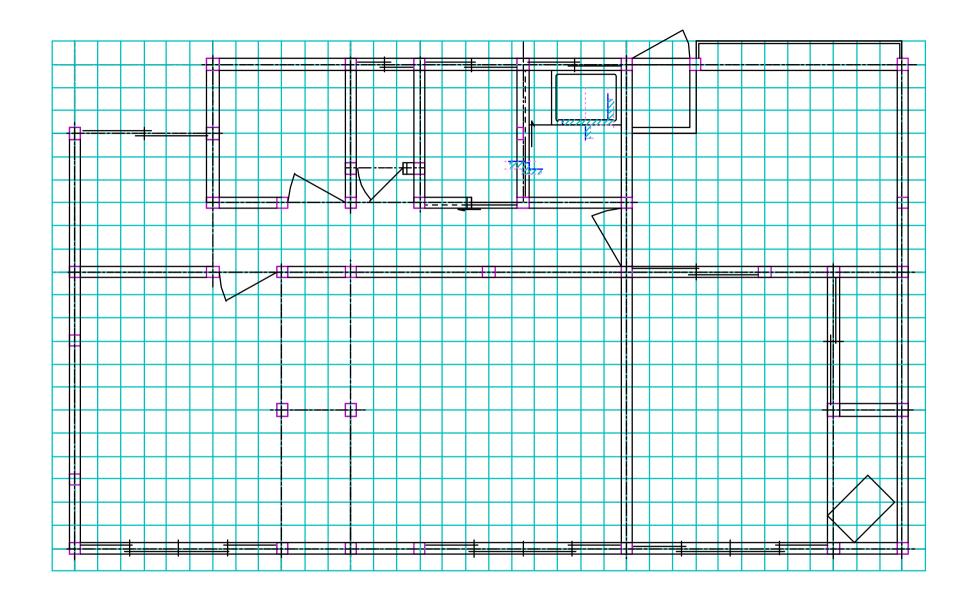


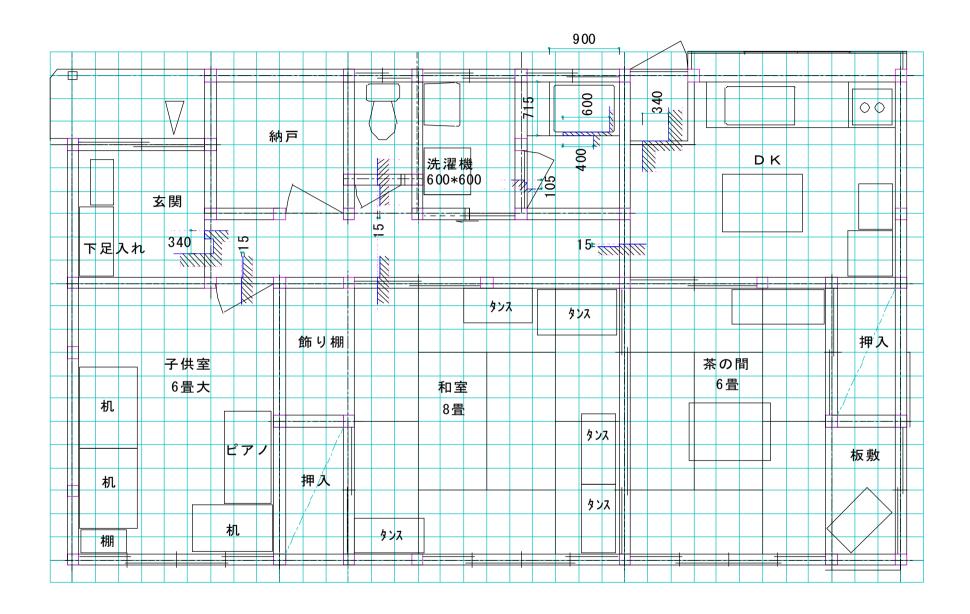






					10, 920			
		1,820	1,820	910		1,365	3,640	
/ /								
					<u> </u>			
		<del></del>		<del></del>	<del></del>	<del></del>	<del> </del>	
	010							
	6							
	<del>                                     </del>							
					<del>-                                      </del>			2,730
								2.7
	1,820							
	-							
								6,370
								9
	0		<del>                                     </del>					0
	3,640		<del></del>					3,640
	e e							8
		2,730	910		3,640		3,640	
		2,730	910		0,040		0,040	



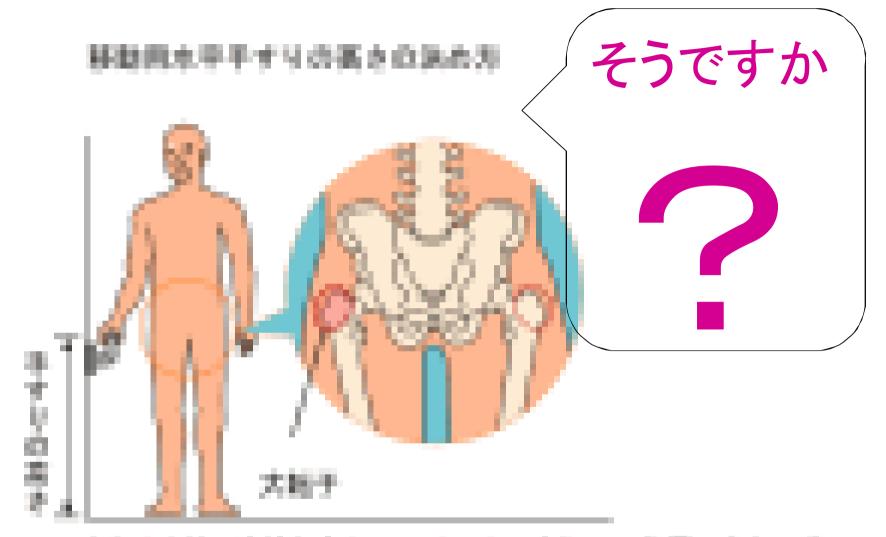




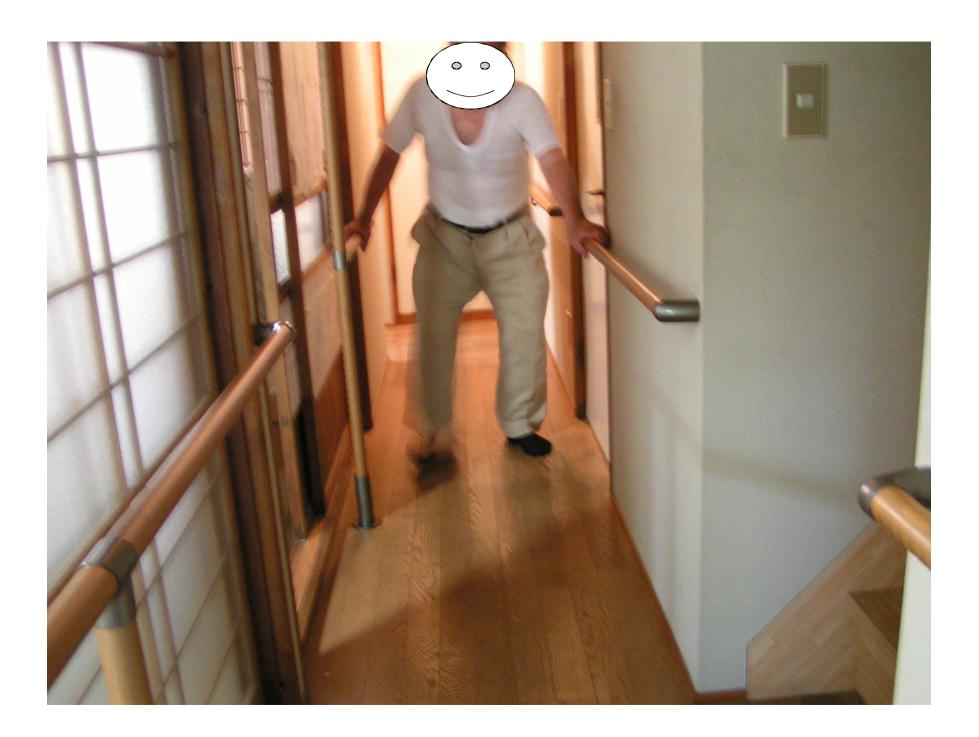
#### Ⅳ.住宅改修工事の基本技術

### 1. 手すりの取付け





手掌具は甚の連絡と考えて、その人の大阪子の位置に合わせる







#### 表品物数字でNBH資金メニュー) - 気保と工 into mib



**中3を**スリムプラケット カタログひゃり



中非スリムブラケット カタログ(ア41)



BD-84条件、SET Φ35スリムプラケット カタログ(FP1)



中リセスリムプラケット カタログ(191)



AB-3908 #357-/-ブラケット カタログじゃり



ブラケットロ

ウコミコーナー プラケット おきログ(PG1)

AA-45088 Φ18 T ブラケット日 カタログでもり カタログ(でも1)



ED-0015B ブラケット



カタログひゃり



EB 5013 #3E3-7-プラケット カタログ(791)



中12個受けブラケット



申35後見けプラケット カタログ(P42)



EB-60119 中32億長けブラケット non-Super



AA-SEEW 4 25 HARRISH 機をリブラケット カタログで420



権受けプラケット カタログ(P数)



**\$35スリムプラケット** カタログ(70%)



日本日本



ED-5003A 942保険けブラケット カタログ(円12)



**◆35 ○全けプラケット** 



E3-6023日 中32個交けプラケット DSINGUAL)









AB-38LNE 中35コーナー 出間プラケット カタログ(P83)

AR-SELVIC BET

●#5コーナー 入開プラケット (集付け) カタログ(P#4)

AA-397W0 ●38コーナー 入開告セブラケット カタログ(PM)

AB-28L

#35IA

カタログでゅう

AB-36TT

◆38三カナ カタログ(P94)



ED-8941

EST-NOTE, SET







田-50位人 9 ポコーナー 入開台をプラット カタログ(194)



BIT-4A P 22 X Avil カタログマタ4)



AA-JUPWO\_JET

AB-18.39G **申15コーナー** 入間プラケット カタログ(P#4)

AA-18-WE

Φ18コーナー 出間自在プラケット カタログ(P44)

中32コーナー 人間プラケット カタログ(Pel3)

EF-BOTTA

中12コーナー 出発さ在プラケット カタログ(P43)

EB-GOULA SET

AB-AST ゆ 25デーズ カタログ(P94)

CHEED



# 22<del>7-X</del> カタログ(1944)







AA-JSYT 中JSE(力于一大 29P7(PM)



EST-1109 ● 12回方マーズ カタログ(アロイ)



AB-18CT **申35**クロステーズ



**申32三方サーズ** 

BT-1208 申42クロステーズ



015 BBT-X



EB-BOLLA # 37 BAT-X



## 2. 段差の解消



※ 70mm以上は別注になりますので、都度お見覆もりさせて頂きます。

様々な段差に対応できるよう オーダー加工を承ります







# 3. 引き戸等への 扉の取替え







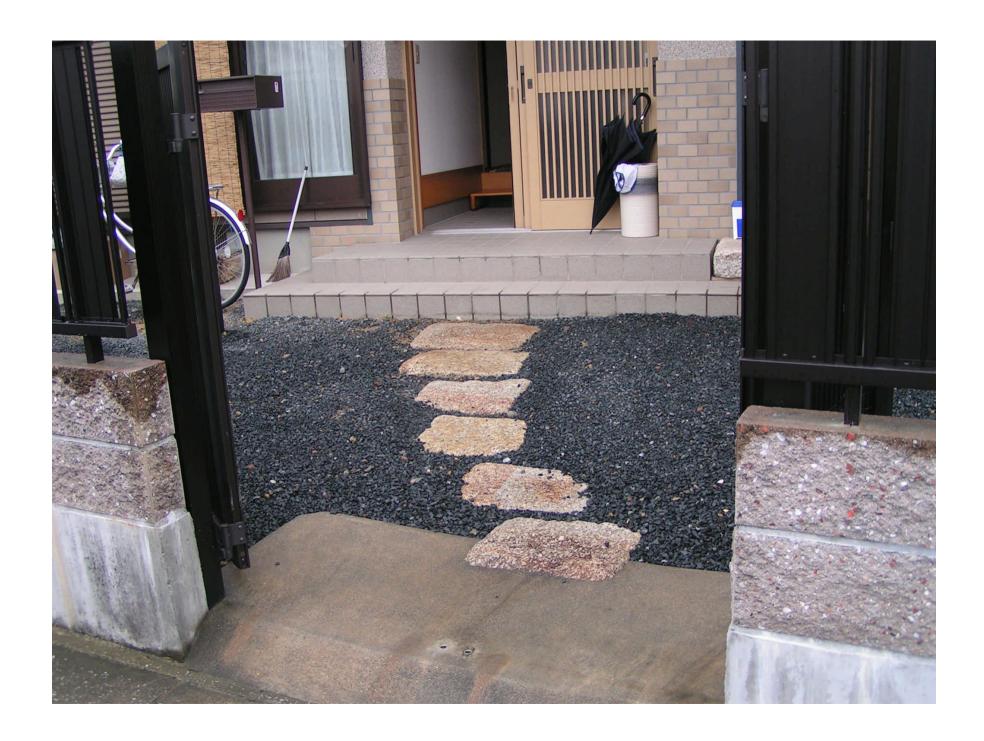
# 4. 滑りの防止 及び 移動の円滑化のための 床または通路面の 材料の変更















# 5. 洋式便器等への 便器の取替え



